

教職員定数の算定について

義務標準法に基づく標準定数は、都道府県ごとに置くべき義務教育諸学校の教職員の総数を算定するもの。都道府県は、これを標準として、校長、教頭及び教諭等、養護教諭、栄養教諭等、事務職員、特殊教育諸学校の教職員の定数を条例で定める。

小・中学校

校長定数 学校数 × 1人

教頭及び教諭等定数

学級数に応じて、必要となる学級担任、教科担任の教員数を考慮して、学校規模ごとに学級数に乗ずる率を設定。例えば、3学級の中学校には9人の教員(校長を含む。)が配置できるよう計数を設定している。

(乗ずる率の例)

小学校		中学校	
1学級及び2学級の 学校の学級総数	× 1.000	1学級の学校の学級総数	× 4.000
3学級及び4学級の 学校の学級総数	× 1.250	2学級の学校の学級総数	× 3.000
5学級の学校の学級総数	× 1.200	3学級の学校の学級総数	× 2.667
6学級の学校の学級総数	× 1.292	4学級の学校の学級総数	× 2.000
⋮		5学級の学校の学級総数	× 1.660
		6学級の学校の学級総数	× 1.750
		⋮	

<p>教頭複数配置 小学校 27学級以上 中学校 24学級以上 生徒指導担当 小学校 30学級以上の学校数 × 0.5 中学校 18～29学級の学校数 × 1 30学級以上の学校数 × 1.5</p>	<p>寄宿舍舎監定数 寄宿児童生徒数数に応じ 1～4</p>															
<p>養護教諭定数 3学級以上の学校数 × 1 複数配置 小学校851人以上 中学校801人以上 無医村、無医離島加算</p>																
<p>栄養教諭及び学校栄養職員定数</p> <table> <tr> <td>学校給食単独調理校</td> <td>550人以上の学校数</td> <td>× 1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>550人未満の学校数</td> <td>× 1 / 4</td> </tr> <tr> <td>共同調理場</td> <td>1500人以下</td> <td>× 1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1501人～6000人</td> <td>× 2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6001人以上</td> <td>× 3</td> </tr> </table>		学校給食単独調理校	550人以上の学校数	× 1		550人未満の学校数	× 1 / 4	共同調理場	1500人以下	× 1		1501人～6000人	× 2		6001人以上	× 3
学校給食単独調理校	550人以上の学校数	× 1														
	550人未満の学校数	× 1 / 4														
共同調理場	1500人以下	× 1														
	1501人～6000人	× 2														
	6001人以上	× 3														
<p>事務職員定数</p> <table> <tr> <td>3学級の学校</td> <td>× 3 / 4</td> </tr> <tr> <td>4学級以上の学校</td> <td>× 1</td> </tr> <tr> <td>複数配置</td> <td>小学校27学級以上 中学校21学級以上</td> </tr> <tr> <td>加算措置</td> <td>要保護・準要保護児童生徒数が100人以上かつ25%以上の学校</td> </tr> </table>		3学級の学校	× 3 / 4	4学級以上の学校	× 1	複数配置	小学校27学級以上 中学校21学級以上	加算措置	要保護・準要保護児童生徒数が100人以上かつ25%以上の学校							
3学級の学校	× 3 / 4															
4学級以上の学校	× 1															
複数配置	小学校27学級以上 中学校21学級以上															
加算措置	要保護・準要保護児童生徒数が100人以上かつ25%以上の学校															

特殊教育諸学校

校長定数 学校数 × 1

教頭及び教諭等定数

・学級数に応じた定数 小・中学校に準拠

・特殊教育諸学校の特色に応じた定数

教育相談担当教員 児童生徒数に応じ 1 ~ 3

自立活動担当教員

盲・聾学校

4 + 7学級以上4学級増すごとに 1 加算

養護学校（肢体不自由以外） 5 + 7学級以上4学級増すごとに 1 加算

養護学校（肢体不自由） 7 + 7学級以上3学級増すごとに 1 加算

・寄宿舎舎監定数

寄宿児童生徒数に応じ 2 ~ 4

養護教諭定数

学校数 × 1

複数配置 61人以上

栄養教諭及び学校栄養職員定数

学校給食実施校 × 1

事務職員

小学部の数 × 1

中学部の数 × 1

寄宿舎指導員定数

肢体不自由以外 寄宿児童生徒数 × 1 / 5

肢体不自由 " × 1 / 3

最低保障 1校当たり 1 2

加配定数

教科の特性等に応じた少人数指導、習熟度別指導等を行う場合、社会的条件について教育的配慮を行う場合、教育上特別の配慮を必要とする児童生徒に特別の指導を行う場合、教職員が長期の研修を受けている場合、学校において教育指導の改善のための研究が行われている場合にあっては、上記により算定された定数に、文部科学大臣が定める数を加える。

学校規模別教職員配置の標準（例）

小学校

（単位：人）

学級数	校 長	教 頭	教 諭				教 員 計	養護教諭	事務職員	合 計
			学級担任	担 任 外	生徒指導	小 計				
3学級	1		3	0.75		3.75	4.75	1	0.75	6.50
6学級	1	0.75	6	1		7	8.75	1	1	10.75
12学級	1	1	12	1.5		13.5	15.50	1	1	17.50
18学級	1	1	18	2.6		20.6	22.60	1	1	24.60
24学級	1	1	24	3		27.0	29.00	2	1	32.00
30学級	1	2	30	3.5	0.5	34.0	37.00	2	2	41.00
36学級	1	2	36	3.9	0.5	40.4	43.40	2	2	47.40
42学級	1	2	42	4.5	0.5	47.0	50.00	2	2	54.00

他に、教諭の少人数指導の定数、養護教諭加配定数、事務職員加配定数がある。また、学校給食の実施状況等に応じて、学校栄養職員定数が加わる。

養護教諭は、851人以上が複数配置。24学級は、851人以上とみなして、+1とした。

学校規模別教職員配置の標準（例）

中学校

（単位：人）

学級数	校 長	教 頭	教		諭	教 員 計	養護教諭	事務職員	合 計
			教科担任	生徒指導	小 計				
3学級	1	0.5	7.5		7.5	9.0	1	0.75	10.75
6学級	1	1	9.5		9.5	11.5	1	1	13.5
9学級	1	1	14.5		14.5	16.5	1	1	18.5
12学級	1	1	17.9		17.9	19.9	1	1	21.9
15学級	1	1	22.5		22.5	24.5	1	1	26.5
18学級	1	1	27.0	1	28.0	30.0	1	1	32.0
21学級	1	1	31.6	1	32.6	34.6	1	2	37.6
24学級	1	2	35.5	1	36.5	39.5	2	2	43.5
27学級	1	2	40.0	1	41.0	44.0	2	2	48.0
30学級	1	2	44.5	1.5	46.0	49.0	2	2	53.0
33学級	1	2	49.0	1.5	50.5	53.5	2	2	57.5
36学級	1	2	52.5	1.5	54.0	57.0	2	2	61.0

他に、教諭の少人数指導の定数、養護教諭加配定数、事務職員加配定数がある。また、学校給食の実施状況等に応じて、学校栄養職員定数が加わる。

養護教諭は、801人以上が複数配置。24学級は801人以上とみなして、+1とした。

公立学校における教職員配置の例

市立 小学校の例: 20学級の学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特殊学級	計
児童数	100	95	84	89	89	95	2	554人
学級数	3	3	3	3	3	3	2	20学級

教職員配置

校長 1人
 教頭 1人
 教諭等 24人
 養護教諭 1人
 事務職員 1人
 計 28人

(参考)標準法による試算

校長 1人
 教頭 1人
 教諭等 22.4人 + 加配
 養護教諭 1人
 事務職員 1人
 学校栄養職員 1人

教諭等の内訳

学級担任 20人
 専科教員 2人(理科、音楽)
 指導方法工夫改善加配 2人
 (3~6学年の算数、習熟度別指導)

市費負担職員

用務員 1人
 給食調理員 4人
 事務補佐員 1人
 司書補 1人
 計 7人

外部人材の活用

学校いきいきプランの活用

年間 のべ25人 月2~3回
 1回当たり1時間程度

市立 中学校の例: 16学級の学校

	1年	2年	3年	特殊学級	計
生徒数	161	186	185	2	534人
学級数	5	5	5	1	16学級

教職員配置

校長 1人
 教頭 1人
 教諭等 28人
 養護教諭 1人
 事務職員 1人
 学校栄養職員 1人
 計 33人
 非常勤講師 1人(社会)

教諭等の内訳

教科担当 24人

加配

指導方法工夫改善 2人
 (全学年、数学、習熟度別指導・少人数指導)
 児童生徒支援 1人
 初任者研修指導者 1人

(参考)標準法による試算

校長 1人
 教頭 1人
 教諭等 24人 + 加配
 養護教諭 1人
 事務職員 1人
 学校栄養職員 1 / 4人

市費負担職員

用務員 1人
 給食調理員 4人
 事務補佐員 1人
 司書補 1人
 計 7人

外部人材の活用

スクールカウンセラー
 国庫補助 週1回4時間
 市費負担 週1回2時間

ALT 週1回3～4時間程度